

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------|
| 10 | 県営住宅管理事務 基礎項目評価 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島県は、県営住宅管理事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本事務におけるシステムの利用に当たっては、内部による不正利用の防止のため、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
・当該システムの保守等を外部事業者に委託する場合、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報保護のための措置を講じることを義務付ける。

評価実施機関名

広島県知事

公表日

平成30年1月30日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 県営住宅管理事務 |
| ②事務の概要 | <p>○広島県県営住宅設置、整備及び管理条例(平成9年条例第13号)に基づき県営住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。</p> <p>○特定個人情報ファイルは以下の事務で利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入の申告の受理、認定及び家賃の決定に関する事務 ・家賃又は敷金の減免を求める申請の受理、決定及び通知に関する事務 ・敷金の徴収に関する事務 ・家賃又は敷金の徴収を猶予する申請の受理、決定及び通知に関する事務 ・県営住宅への入居申込の受理、審査、決定及び通知に関する事務 ・県営住宅の入居者が、当該県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの申請の受理、承認及び通知に関する事務 ・県営住宅の入居者が死亡し又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該県営住宅に居住する際の承認の申請の受理、承認及び通知に関する事務 ・高額所得者又は保管義務違反者等に対する県営住宅の明渡し請求に関する事務 ・高額所得者認定に関する事務 ・高額所得者に対する金銭の決定及び徴収に関する事務 ・高額所得者による明渡し期限を延長する申請の受理、審査、決定及び通知に関する事務 ・収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に関する事務 ・県営住宅の入居者の収入の状況の報告の請求等に関する事務 |
| ③システムの名称 | 県営住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 県営住宅管理関係システムファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の19の項及び35の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条及び第26条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の31の項及び54の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条及び第28条 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 広島県土木建築局住宅課 |
| ②所属長 | 住宅課長 河野 龍 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | <p>広島県総務局総務課 情報公開グループ 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話:082-513-2380</p> <p>東部総務事務所総務課 〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 電話:084-921-1311</p> <p>北部総務事務所総務課 〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 電話:0824-63-5181</p> |

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

広島県土木建築局住宅課
〒730-8511 広島市中区基町10-52
電話:082-513-4171

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成30年1月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成30年1月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|----|--------|--------|------|-----------|
| | | | | | |
| | | | | | |